

評価基準

1 審査方法

企画提案書等に基づき、滋賀県総合企画部大学連携推進室が設置する審査会において選考を行う。

2 評価方法

評価は企画提案書等ごとに評価項目ごとに各審査委員が採点し、各審査委員の評価結果の合計点を算出する。この合計点を審査委員の数で平均した点数を総合点とする。

3 契約予定者の決定方法

仕様書に示すテーマごとに審査を行い、テーマにおいて評価の総合点が最も高い者をテーマにおける予定者とする。

契約予定者を決定するテーマが複数ある場合は、各テーマの評価の総合点が最も高い者をテーマにおける予定者とし、そのうえで、採択するテーマを決定し、決定したテーマのテーマにおける予定者を契約予定者として決定する。採択するテーマの決定については、仕様書に記載の各テーマにおける評価の総合点が最も高い者を比較し、総合点が高い順に予定価格の範囲で決定する。

ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

4 評価項目および評価点

	評価項目	審査の着眼点	評価点
①	実証研究の内容	・ 本事業の目的および趣旨、県の施策と整合しており地域課題の解決や地域の活性化が見込める内容であるか。	20点
②		・ 研究目的および研究の意義が明確に示されているか。	15点
③		・ 本実証研究終了後の展望が具体的に示され、発展性が見込めるか。	15点
④	実証研究の実施体制	・ 拠点形成に必要な他機関との連携体制が具体的に提案されているか。	15点
⑤		・ 実証研究を担当するメンバーや実証研究に必要な知識・技術・ノウハウ・役割分担が具体的に示されて、実証研究を実施する上で妥当な体制であるか。	10点
⑥		・ 実証研究の実施スケジュールが妥当であるか	4点
⑦	見積内容	・ 妥当な費用が計上されているか。	5点
⑧	見積価格	・ 適切な見積価格となっているか。 予定価格の80%未満 10 予定価格の80%～85%未満 8 予定価格の85%～90%未満 6 予定価格の90%～95%未満 4 予定価格の95%以上 1	10点

⑨	社会政策推進面	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1点
		・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1点
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1点
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1点
		合 計	100点